

2017年10月27日

各市町村長 様
各市町村議会議員 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 森谷 光夫
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

日頃のご尽力に敬意を表します。

さて、安倍内閣の成長戦略や経済政策の中心的課題として社会保障の全分野にわたる見直しが非常に速いテンポで進められています。2012年の社会保障改革プログラム法に基づいて、2014年・2015年と医療・介護の連続的な制度改革、年金や生活保護の引き下げ、14年の総合確保法、15年の医療制度関連法などで少なくとも19年度まで具体化されています。さらに、「骨太方針2017」、社会保障・税一体改革の促進で、「我が事・丸ごと地域共生社会」にむけ自立や共助を前提に、「地域丸投げ」の地域づくりが強調されています。

一方で、限界を超える医療・介護の負担増で、国民の命と生活は深刻な事態になっています。厚労省の調査(2016年6月)による、国民健康保険料滞納は約312万世帯、後期高齢者医療制度では約23万人。全日本民医連の「2016年経済的事由による手遅れ死亡事例調査」(17年3月)では、経済的事由で治療が遅れた死亡事例は加盟組織で58件。また、介護保険制度で「軽度」者の利用者・家族約800事例の調査結果では、利用抑制や介護離職などで生活が困窮する事例があるなど、看過できない事例が山積となっています。

私たちは、今年38年目を迎えるキャラバン要請行動の中で、住民の暮らしを守り改善する要求を掲げ、市町村に要請し、多くの要望を実現していただきました。また、地域住民の命と暮らしを守る本来の自治体の役割発揮をお願いしながら、地域住民の実情や要望を踏まえ、国の制度政策について改善を求めてまいりました。

ひきつづき住民の命と暮らしを守るため、以下の要望事項について、実現いただきますよう要請します。

【陳情項目】 —★印が懇談の重点項目です—

【I】県民の要望である、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

★(1)介護保険料・利用料について

①第7期の介護保険料は、一般会計からの繰入や基金の取り崩しによって引き下げてください。

保険料段階を厚労省基準よりも多段階に設定することで低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。

【回答:高齢者福祉課】

介護保険制度は財源の負担割合が定められており、保険料の引き下げのための一般会計繰入は考えておりません。第6期の介護保険事業計画では、介護給付準備基金の取り崩しを行うとともに、第5期と比較してもより一層被保険者の負担応力に応じた保険料設定とするため、所得段階を13段階といたしております。

②介護保険料および利用料の低所得者への減免制度を実施・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

介護保険料及び利用料の減免につきましては、介護保険法に基づいて条例及び要綱で定めており、現在のところ拡充の予定はありません。

(2)介護保険利用の際の手続き

★①介護保険利用の相談窓口専門知識を持った職員を配置し、要介護認定申請の案内を行ってください。

【回答:高齢者福祉課】

要介護認定申請について相談対応する職員は、要介護認定に関する研修を履修するなど必要な知識の習得に努めております。

②「基本チェックリスト」による振り分けは行わず、要介護認定申請を受け付けた上で、地域包括支援センターへつなぐようにしてください。

【回答:高齢者福祉課】

基本チェックリストは、必ずしも要介護認定を受けなくても、必要なサービスを利用できるよう本人の状況を確認するために用いるものとされております。

明らかに要介護認定が必要な場合や本人等が専門的サービスを希望されている場合は、要介護認定の申請手続きにつなぐこととなっております。

(3)基盤整備について

★①特別養護老人ホームや小規模多機能施設等、福祉系サービスを大幅に増やし、待機者を早急に解消してください。

【回答:高齢者福祉課】

介護福祉施設等の整備計画につきましては、瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を作成する中で検討してまいります。

②特別養護老人ホームに要介護1・2の方が入所できる「特例入所」について、広報を積極的に行い、入所希望者に対して「特例入所」を適用してください。

【回答:高齢者福祉課】

特別養護老人ホームの特例入所措置については、愛知県特別養護老人ホーム 標準入所指針に基づき判断することとなっております。

(4)総合事業について

★①総合事業の現行相当サービスが必要な人には継続した利用ができるようにしてください。サービス利用者の「状態像」を一方向的に押しついたり、期間を区切った「卒業」はしないでください。

【回答:高齢者福祉課】

介護予防アセスメントを実施する中で本人の状態を把握し、必要なサービスを提供することとなっております。

②サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努め、自治体としても必要な助成をしてください。

【回答:高齢者福祉課】

サービスの提供に必要な総合事業費の確保に努めます。人材確保のための研修事業などにも取り組んでまいります。

(5) 高齢者福祉施策の充実について

①サロン、認知症カフェなど高齢者のたまり場事業への助成を実施・拡充してください。

【回答:高齢者福祉課】

サロンの設置については、地域力向上活動推進補助金や市民活動応援補助金、あるいは空き家情報バンクを活用いただく等の支援が可能と考えております。

また、認知症カフェについても、設置補助金事業を行っております。

②住宅改修、福祉用具購入、高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施してください。

【回答:高齢者福祉課】

住宅改修及び福祉用具購入に係る受領委任払いについては、平成23年度より実施しております。高額介護サービス費の受領委任払いにつきましては、現時点では実施予定はありません。

★(6) 障害者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障害者控除の対象としてください。

【回答:高齢者福祉課】

介護認定を受けている65歳以上の方で、6か月以上寝たきりの状態で食事、排せつ等の日常生活に支障がある方及び知的障害者、身体障害者などと同程度の障害のある方については、障害者控除の対象となる認定書を交付しております。

全ての要介護認定者を障害者控除の対象とすることは考えておりません。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を自動的に個別送付してください。

【回答:高齢者福祉課】

平成25年度より主治医の意見書及び訪問調査情報を基に該当者へ交付しております。

2. 国保の改善について

★①保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。そのために一般会計からの繰入額を増やしてください。

【回答:国保年金課】

国民健康保険の保険料は制度を支える中心的な財源の一つであり、医療保険制度の中で受益と負担の関係を踏まえて決定しております。

また、保険料が被保険者に対し過度な負担とならないよう低所得世帯や非自発的失業者に対する軽

減の他、本市条例に基づく減免など保険料の納付が困難な方々への対策を講じております。

★②18歳未満の子どもについては、子育て支援の観点から均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免制度を実施してください。

【回答:国保年金課】

現状を変更する予定はありません。

★③資格証明書の発行は止めてください。保険料(税)を継続して分納している世帯には正規の保険証を交付してください。

【回答:国保年金課】

資格証明書の新規発行については、平成20年度以降実施しておりませんが、負担の公平性という観点から、最終的には、現行法令下では資格証明書の発行もやむを得ないと考えます。

④保険料(税)を払えきれない加入者の生活実態把握に努め、むやみに短期保険証の発行や差押えなどの制裁行政は行わないでください。

【回答:国保年金課】

保険料を納付する意思があり分納している世帯には、被保険者と接触し、生活実態を把握する機会を確保するため、短期保険証を発行していきたいと考えております。完納あるいは完納の目途がたった時点で通常証を発行させていただいております。

ただし、18歳未満の子どもについては、平成28年度から通常証を発行することとしております。

⑤一部負担金の減免制度については、活用できる基準にしてください。また、制度について行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど周知してください。

【回答:国保年金課】

基準については現状を変更する予定はありません。制度については、全戸配布を行う「瀬戸市国保の手引き(平成29年度版)」に掲載し、周知を図っております。

3. 税の徴収、滞納問題への対応など

税の滞納解決は、児童手当を差押えた鳥取県の処分を違法とした広島高裁判決を踏まえ差押禁止財産の差押えは行わないでください。実情をよくつかみ、相談に対応するとともに、地方税法第15条(納税緩和措置)①納税の猶予、②換価の猶予、③滞納処分の停止の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。

【回答:税務課】

差押え等の滞納処分については、法令の規定に従い適切に執行しております。

地方税法第15条による徴収猶予等については、適切に実施、運用しております。

4. 生活保護について

★①生活保護の相談・申請にあたっては、憲法第25条および生活保護法第1条・第2条に基づいて行い、「申請書を渡さない」「就労支援を口実にする」「親族の扶養について問いただす」など、相談者・申請者を追い返すような違法な「水際作戦」を行わないでください。生活保護が必要な人には

早急に支給してください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

★②ケースワーカーなど専門職を含む正規職員を増やしてください。また担当者の研修を充実させ、就労支援や生活指導を個別に丁寧に行ってください。

【回答:社会福祉課】

研修会への参加を実施しております

③生活保護利用者の人権を侵害する一律的な資産調査をやめてください。

【回答:社会福祉課】

法令に従い適切に行っております。

④通院の移送費(通院費)は金額の多少に関係なく、すべて支給してください。

【回答:社会福祉課】

必要に応じて適切に支給しております。

5. 福祉医療制度について

★①福祉医療制度(子ども・障害者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

【回答:国保年金課】

誰もがいきいきと健康に暮らすことができるまちづくりは重要であり、その中で福祉医療制度が果たす役割は大きいと考えております。一方、現行の制度においては、医療費の増加が見込まれており、制度のあり方は、慎重に検討していく必要があると考えます。

★②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答:国保年金課】

子ども医療費助成制度は、平成24年1月1日から、中学校3年生まで通院費全額助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

③精神障害者医療費助成の対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答:国保年金課】

精神障害者医療費助成制度は、平成27年10月1日から、精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者で、かつ、自立支援医療受給者証(精神通院)を所持されている方に対して、全疾病を対象とした助成へ拡充しており、現時点で現状を変更する予定はありません。

6. 子育て支援について

(1)「子どもの貧困対策推進法」「子どもの貧困対策に対する大綱」を受け、2016年に県が実施した子ども調査も踏まえて、市町村独自に子どもの貧困対策に計画をもって推進してください。

①愛知県の調査方法に準じて、市町村での子どもの貧困率を調査してください。

【回答:こども家庭課】

現在、愛知県から提供を受けた本市の調査データの分析を進めているところです。本市の貧困率

調査については、「愛知子ども調査」の分析結果を基に、調査の是非について検討してまいりたいと考えております。

②ひとり親世帯等に対する自立支援計画を策定し、自立支援(教育・高等教育職業訓練)給付金事業、日常生活支援事業等を実施してください。

【回答:こども家庭課】

ひとり親世帯等に対する自立支援計画の策定の実施予定はありませんが、母子父子自立支援員が就業相談等を行なう中で、相談者の希望により愛知県の実施する「母子家庭等就業支援センター事業」を活用し、キャリアカウンセラーによるカウンセリングを実施し、キャリア設計の支援を行っております。また、自立支援給付金事業については、ひとり親世帯等に対する就業支援として給付を行っております。

★③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯としてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底し、支給内容を拡充してください。入学準備金の支給は、新学期開始前にされるよう改善してください。

【回答:学校教育課】

本市では、就学援助制度の対象を生活保護基準額の1.25倍としており、変更する考えはありません。制度の周知徹底は市広報や市ホームページ、子育て支援サイトへの掲載や各学校での情報提供、市役所関連各課との連携等により行ってまいります。新入学学用品費の早期支給のためには、外国人児童生徒への入学意思の確認を含めた対象者の確実な把握や、入学前の段階での保護者への制度の周知などの課題を解消する必要があります。

④教育・学習支援への取り組みを行うとともに、児童・生徒の「居場所づくり」としても、NPOなどで取り組まれている、「無料塾」や「こども食堂」のとりくみを支援してください。

【回答:こども家庭課・学校教育課】

NPOを含めた市民団体に対する取り組みについては、市民活動応援補助金の制度がございます。「愛知子ども調査」の内容等も踏まえ、「こども食堂」などへの支援策について検討していきたいと考えております。市内の中学校において、夏休みから2学期、3学期にかけて、放課後学習支援の取り組みを行っておりますが、今後も、引き続き、児童・生徒への学習支援を拡大するよう努めていきたいと考えております。

★(2)小中学校の給食費を無償にしてください。未納者が生じないよう、当面一般財源繰り入れによる減額や多子世帯に対する支援などを行ってください。

【回答:学校教育課】

資力の乏しいものには、生活保護制度や就学援助制度もありますので、給食費を無償にする考えはありません。

(3)児童福祉法第24条1項に基づき、保育を希望する児童には公的保育による保育実施義務を果たしてください。認定子ども園、保育所、地域型保育事業による小規模保育や家庭的保育等、施設形態の違いによって受ける保育に格差がないようにしてください。また、0歳から6歳まで通える認可保育園を増やしてください。

【回答:こども家庭課】

公立及び私立保育所の定員の拡充や小規模保育事業の設置により、保育を必要とするニーズに対応できるよう進めており、児童福祉法第24条第1項による義務を果たしてきているところです。

また、保育所と地域型保育事業との形態の違いによる保育の格差はないものと考えております。今後の認可保育園、小規模保育事業等の保育施設の増設については、待機児童数の動向を注視しながら対応を進めてまいります。

(4)保育施設において、どの時間帯においても、職員配置基準と労働基準法の両立が可能な人件費財源を確保できるよう、国に要請し、自治体としても独自補助を行ってください。

【回答:こども家庭課】

人件費財源の増額について、機会があれば国に要請していきますが、本市としましては、民間保育所への補助金の充実を図ることで対応しております。

7. 障害者・児施策の拡充について

★①障害者が24時間365日、地域で安心して生活できる「暮らしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などを拡充してください。また、暮らしを支える障害福祉サービスは、余暇利用を含めて障害者・児が必要とする時間を支給してください。

【回答:社会福祉課】

現在、瀬戸市障害者地域自立支援協議会にて、「地域生活支援拠点」について協議を行っております。福祉サービスの支給については、国の定める基準にて運用を行っております。

②移動支援(地域生活支援事業)を、障害者・児が必要とする通園・通学・通所・通勤に利用できるようになるとともに、入所施設の入所者も余暇利用できるようにしてください。また、診療・治療を受けている時間、院内での待ち時間も移動支援時間として認めてください。

【回答:社会福祉課】

本市では、利用者の・家族の状況にて個別に判断させていただいております。また、通院につきましては、居宅介護の通院介助にて対応しています。

③障害者(児)の福祉サービスの利用料、給食費などを無償にしてください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っております。

★④40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、一律に「介護保険利用を優先」とすることなく、本人意向にもとづき障害福祉サービスが利用できるようにしてください。

1)介護保険の利用申請を行わない障害福祉サービス利用者に、障害福祉サービスを打ち切らないでください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っております。

2)障害福祉サービスを利用する人が、要介護認定の非該当になった場合、障害福祉サービスの支給時間を削減することが無いようにしてください。

【回答:社会福祉課】

福祉サービスは、国の定める基準にて運用を行っているため、「介護優先」の原則にのっとり、介護手続中で認定がおきるまでの期間は支給を認めています。

⑤日用品の購入・洗濯・コミュニケーション支援など入院中のヘルパー利用を認めてください。通院ヘルパーについても、病院内・診察中の付き添いを認めてください。

【回答:社会福祉課】

院内介助については、国の定める基準にて運用を行っています。

⑥障害者が生活するグループホームの夜間体制は、必ず職員を複数配置にするよう基準を定め、報酬単価を改善するよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:社会福祉課】

国に要望等を行う予定はありません。

⑦障害者福祉サービスに係るホームヘルパー職など、居宅介護職への社会的理解を広めるために福祉教育をすすめるとともに、介護職の大切さを知らせてください。また、人手不足を解消するために、報酬単価を大幅に引き上げるよう、国に要望し、自治体でも補助してください。

【回答:社会福祉課】

国に要望等を行う予定はありません。

8. 予防接種について

①流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン、子どもや障害者のインフルエンザワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。

【回答:健康課】

流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、ロタウィルスワクチン予防接種については、定期予防接種化について厚生労働省の専門会議で検討されているところであり、その動向を注視しているところです。また、子どもや障害者のインフルエンザワクチン費用の助成については現在のところ考えておりません。

★②高齢者用肺炎球菌ワクチン(定期接種)の一部負担を無料にしてください。また2回目の接種を任意予防接種事業の対象としてください。

【回答:健康課】

本予防接種については、平成26年10月1日から制度の改正によりB類の定期予防接種に位置づけられ助成を実施しており、現在のところ助成費用の増額や無料化は考えておりません。なお瀬戸市では、経過措置の定期予防接種の対象である5歳刻みの年齢以外も70歳以上の方については、任意予防接種として同額の助成をしております。2回目の接種を任意接種として費用助成をすることは考えておりません。本予防接種は5年以内の接種では、接種部の腫れや痛みなどの副反応が強く現われる事、接種効果も持続する事から、接種間隔は5年以上とされています。

【Ⅱ】国および愛知県に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①国民健康保険の制度改革にあたり、国庫負担を抜本的に引き上げ、払える保険料(税)にするために、十分な保険者支援を行ってください。

【回答:国保年金課】

医療保険制度改革について、全国市長会において提言しています。

②マクロ経済スライドを廃止し、「年金カット法」の年金額改定新ルールは実施しないでください。全額国庫負担による最低保障年金制度を早急に実現してください。

【回答:国保年金課】

持続可能で安心できる年金制度の構築について、全国市長会において提言しています。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。さらなる軽度者外しはやめてください。介護・福祉労働者の安定雇用のために処遇を改善してください。

【回答:高齢者福祉課】

国庫負担につきましては、規定に基づいて交付されております。国庫負担の増額について、現時点で働き替えを行うことは予定しておりません。

介護報酬の再改定につきましては、国において介護報酬の改定が実施されております。

瀬戸市独自の処遇改善を行う予定はありません。

④子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。

【回答:国保年金課】

子ども医療費助成制度は、人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化することを全国市長会において提言しています。

⑤障害者・児が24時間365日、地域で安心して生活できる「くらしの場」が選択できるよう、グループホームや入所施設・通所施設などの社会資源を拡充し、福祉人材を確保してください。

【回答:社会福祉課】

国・県に要望等を行う予定はありません。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

(1)福祉医療制度について

①子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

②障害者医療の精神障害者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

③後期高齢者福祉医療費給付制度の対象を拡大してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

(2)市町村国民健康保険への県独自の補助金を復活してください。

【回答:国保年金課】

意見書・要望書を提出する考えはありません。

以上